

「生命保険料控除制度」の改正と確定申告書の記入方法のご案内

平成 24 年 1 月から「生命保険料控除制度」が改正になりました。

改正された制度の概要と申告書の記入方法についてご案内いたします。

(生命保険料控除とは、払込保険料の一定額が、所得税と住民税の対象となる所得から控除され、税負担が軽減される制度です。)

1. 改正の概要

従来の「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加えて平成 24 年 1 月から「**介護医療保険料控除**」が新設されました。

控除額はそれぞれについて計算され、各控除限度額は所得税 **4 万円**、住民税 **2.8 万円** です。これにより所得税の場合、全体の控除限度額が **12 万円** に引き上げられました。(住民税の全体の控除限度額に変更はありません。)

旧制度

契約日が平成 23 年 12 月 31 日以前の保険契約

控除の種類	控除限度額	
	所得税	住民税
一般生命保険料控除	5 万円	3.5 万円
個人年金保険料控除	5 万円	3.5 万円
全体	10 万円	7 万円

新制度

契約日が平成 24 年 1 月 1 日以降の保険契約

控除の種類	控除限度額	
	所得税	住民税
一般生命保険料控除	4 万円	2.8 万円
介護医療保険料控除	4 万円	2.8 万円
個人年金保険料控除	4 万円	2.8 万円
全体	12 万円	7 万円

※個人年金保険料控除は、個人年金保険料税制適格特約(90)の付加が必要です。

2. 現在ご加入の保険の生命保険料控除について

契約日が平成 24 年 1 月 1 日以降のご契約については**新制度が適用**されます。

契約日が平成 23 年 12 月 31 日以前のご契約は、原則として、平成 24 年 1 月 1 日以降も**旧制度が適用**されますが、平成 24 年 1 月 1 日以降に「更新」「転換」「保障一括見直し」「所定の特約中途付加」を行った場合は、その時点から新制度が適用されます。

生命保険料控除証明書イメージ

生命保険料控除証明書	
適用制度：旧制度・新制度	
ご契約者 住生 太郎 様	証明年度 平成 24 年
お受取人 **	年金お受取人生年月日 *****
証券番号	保険種類

控除証明書上段に「適用制度」が表示されていますので、こちらでご確認ください。

証明書の記載	ご契約に適用される制度
旧制度	旧制度のみ適用
新制度	新制度のみ適用
旧制度・新制度	旧・新制度双方が適用

3. 生命保険料控除証明書の発行について

生命保険料控除証明書は「スマセイ安心だより」に同封して 10 月下旬から 11 月上旬にかけて郵送します。

※ご契約によっては、見開きハガキで届く場合などがあります。

生命保険料控除証明書の紛失、またはお手元に届かない場合には再発行させていただきます。

インターネットまたはコールセンター・ご来店窓口でお手続きいただけます。

インターネットでのお手続き

<http://www.sumitomolife.co.jp>

ご契約者さま>お手続一覧>生命保険料控除証明書再発行

必要項目をご入力ください。その後 1 週間程度で郵送いたします。

詳しくは当社ホームページをご覧ください。

スマセイコールセンターでのお手続き

☎ 0120-307506

(証券番号をあらかじめお確かめのうえお電話願います。)

【受付時間】月～金曜日 午前9時～午後6時

土曜日 午前9時～午後5時

(日・祝日・12/31～1/3を除く)

・記載の内容は、平成 24 年 4 月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

・当社商品のご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「ご契約重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-定款・約款」を必ずご覧ください。

(登) 取サー 12-0041 (1/2 ページ) 必ず他のページもご覧ください。

4. 確定申告書の記入方法について

確定申告書を書面提出する場合、申告書の生命保険料控除欄に記載する額は、「国税庁ホームページ」または「所得税の確定申告書の手引き」を使用して計算することができます。（お手元に当社以外の証明書も含め、すべての生命保険料控除証明書をご準備ください。）※e-Taxで提出される方は、以下と同様に入力し、インターネット上で申告することになります。

1	国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を開く 「国税庁HP」にアクセスする。 トップページから「確定申告書等作成コーナー」を開く	4	生命保険料控除の入力を行う画面に進む 「所得・所得控除等入力」の画面で、「所得から差し引かれる金額」の「生命保険料控除」を選択する。
2	税務署への提出方法を選択する 「申込書作成開始」を開き、「書面提出」を選択する。（e-Taxの方は、そのままe-Taxを選択してお進みください。）	5	生命保険料等を入力する ●給与所得の源泉徴収票に記載されている金額がある方は、その金額を入力する。 ●年末調整の際に勤務先へ提出しなかった生命保険料がある方や、給与所得の源泉徴収票をお持ちでない方は生命保険料控除証明書の証明額をそれぞれ入力してください。 （入力方法は以下のイメージ図をご覧ください。）
3	該当の申告書を選択する 「所得税の確定申告書作成コーナー」を選択し、該当の申告書を選択する。	6	生命保険料控除額を申告書へ転記する 入力終了後、計算された生命保険料控除額が表示されるので、その額を申告書へ転記してください。

生命保険料控除証明書

※左記はイメージです。実際の控除証明書とは異なります。

- 記載の内容は、平成24年4月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。
- 当社商品のご検討にあたっては、「設計書（契約概要）」「ご契約重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」「ご契約のしおり一定款・約款」を必ずご覧ください。

生命保険料控除証明書				1件目
適用制度：旧制度・新制度				証明年度 平成24年
ご契約者 住生 太郎 様				年金お受取人 住生 太郎 様
証券番号 第111111111111号				保険種類 終身保険
年金支払開始 平成14年4月1日				配当方法 積立
保険期間 終身				保険料払込期間 お払込方法 毎月払
旧制度	一般生命保険料(a)	配当金(相当額)(b)	一般証明額(a)-(b)	円
	36000円	円	***36000円	円
旧制度	個人年金保険料(c)	配当金(相当額)(d)	個人年金証明額(c)-(d)	円
	円	円	*****円	円
新制度	一般生命保険料(e)	配当金(相当額)(f)	一般証明額(e)-(f)	円
	48000円	円	***48000円	円
新制度	個人年金保険料(g)	配当金(相当額)(h)	個人年金証明額(g)-(h)	円
	円	円	*****円	円
新制度	介護医療保険料(i)	配当金(相当額)(j)	介護医療証明額(i)-(j)	円
	54000円	円	***54000円	円
保険料 旧制度 平成24年 1月から 3ヶ月分				保険料お払込状態 払込中
充当期間 新制度 平成24年 4月から 6ヶ月分				
本年度のお払込額を上記のとおり証明いたします。				
証明日 平成24年10月3日				
(ご参考) 本年(証明年度)12月末時点のご申告予定額は次のとおりです。				
旧制度	年間一般生命保険料(i)	配当金(相当額)(d)	一般申告額(i)-(d)	円
	36000円	円	***36000円	円
旧制度	年間個人年金保険料(n)	配当金(相当額)(c)	個人年金申告額(n)-(c)	円
	円	円	*****円	円
新制度	年間一般保険料(k)	配当金(相当額)(v)	一般申告額(k)-(v)	円
	72000円	円	***72000円	円
新制度	年間個人年金保険料(t)	配当金(相当額)(f)	個人年金申告額(t)-(f)	円
	円	円	*****円	円
新制度	年間介護医療保険料(y)	配当金(相当額)(x)	介護医療申告額(y)-(x)	円
	81000円	円	***81000円	円

生命保険料控除証明書				2件目
適用制度：旧制度（新制度の証明額はありません）				証明年度 平成24年
ご契約者 住生 太郎 様				年金お受取人 住生 太郎 様
証券番号 第222222222222号				保険種類 確定年金
年金支払開始 平成22年10月1日				配当方法 積立
保険期間 平成43年10月1日				保険料払込期間 お払込方法 年1回払
旧制度	一般生命保険料(a)	配当金(相当額)(b)	一般申告額(i)-(d)	円
	円	円	*****円	円
旧制度	個人年金保険料(c)	配当金(相当額)(d)	個人年金申告額(n)-(c)	円
	90000円	円	***120000円	円
新制度	一般生命保険料(e)	配当金(相当額)(f)	一般申告額(k)-(v)	円
	円	円	*****円	円
新制度	個人年金保険料(g)	配当金(相当額)(h)	個人年金申告額(t)-(f)	円
	円	円	*****円	円
新制度	介護医療保険料(i)	配当金(相当額)(j)	介護医療申告額(y)-(x)	円
	円	円	*****円	円
保険料 旧制度 平成24年 10月から 1年分				保険料お払込状態 払込中
充当期間 新制度 *****				
本年度のお払込額を上記のとおり証明いたします。				
証明日 平成24年10月3日				
(ご参考) 本年(証明年度)12月末時点のご申告予定額は次のとおりです。				
旧制度	年間一般生命保険料(i)	配当金(相当額)(d)	一般申告額(i)-(d)	円
	円	円	*****円	円
旧制度	年間個人年金保険料(n)	配当金(相当額)(c)	個人年金申告額(n)-(c)	円
	120000円	円	*****円	円
新制度	年間一般保険料(k)	配当金(相当額)(v)	一般申告額(k)-(v)	円
	円	円	*****円	円
新制度	年間個人年金保険料(t)	配当金(相当額)(f)	個人年金申告額(t)-(f)	円
	円	円	*****円	円
新制度	年間介護医療保険料(y)	配当金(相当額)(x)	介護医療申告額(y)-(x)	円
	円	円	*****円	円

国税庁HP上の確定申告書作成コーナー（イメージ）

(1) 平成23年12月31日
までの契約に係る保険料

	旧生命保険料の 支払金額（一般の保険料）	旧個人年金保険料の 支払金額
1	円	円
2	円	円

(2) 平成24年1月1日以後の
契約に係る保険料

	新生命保険料の 支払金額（一般の保険料）	新個人年金保険料の 支払金額	介護医療保険料の 支払金額
1	円	円	円
2	円	円	円

上記それぞれの項目に、生命保険料の証明額を入力する。（各項目に複数の証明額がある場合は、すべて入力します。）